

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|--------------------|----------------------------|--------|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和7年第4回定例会 | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年4月14日（月） | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和7年4月21日（月） | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所405会議室 | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委 員 数 | 4名 | |
| 1. 出 席 委 員 | 柴原 千峰・茶吞 潤造・東川 泰仁 | |
| 1. 欠 席 委 員 | 坂中 小百合 | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | 教育長 | 舟戸 宏一 |
| | 教育部長 | 鳥羽 久 |
| | 教育委員会事務局参事 | 出口 尚規 |
| | 教育総務課課長 | 前田 悟 |
| | 学校給食センター所長兼管理係長 | 阿部 亨 |
| | 学校教育課長 | 金光 孝裕 |
| | 学校教育課副参事兼管理主事 | 村井 浩志 |
| | 総合教育センター長兼管理係長 | 岩城 一博 |
| | 生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長 | 前田 嘉仁 |
| | こども家庭課長 | 向井 みゆき |
-
- | | |
|----------|----|
| 1. 傍 聴 人 | 0名 |
| 1. 事 項 | |

開 会 開会時間 午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 3 番 茶吞委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 19 号 志摩市公民館長の任命について

日程第 4 報告第 6 号 令和 7 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について

日程第 5 報告第 7 号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 6 報告第 8 号 学校医の委嘱について

日程第 7 報告第 9 号 学校眼科医の委嘱について

日程第 8 報告第 10 号 学校歯科医の委嘱について

日程第 9 報告第 11 号 学校薬剤師の委嘱について

日程第 10 報告第 12 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 11 報告第 13 号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について

日程第 12 報告第 14 号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

日程第 13 報告第 15 号 志摩市青少年補導センター補導員の解嘱及び委嘱について

日程第 14 報告第 16 号 社会教育主事の配置について

日程第 15 報告第 17 号 令和 6 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議について

日程第 16 報告第 18 号 令和 6 年度第 4 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について

日程第 17 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 11 時 00 分

教育長	定刻となりましたので、ただいまより令和7年第4回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、3番茶呑委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	よろしくお願いします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付のとおりです。教育長報告について、質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑がないようですので次へ進みます。
日程第3	議案第19号 志摩市公民館長の任命について
教育長	日程第3、議案第19号志摩市公民館長の任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。議案第19号志摩市公民館長の任命についてご説明をいたします。資料2ページからとなります。志摩市公民館長は、社会教育法第28条の規定に基づき、設置されております。本議案につきましては、鵜方公民館（中央公民館）、浜島生涯学習センター及び大王公民館の館長を下記のとおり任命するため、本委員会の同意を求めるものであります。なお、館長の任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間といたします。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第19号について承認される方は挙手をお願いします。

各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、議案第 19 号は可決されました。
日程第 4	報告第 6 号 令和 7 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について
教育長	日程第 4、報告第 6 号 令和 7 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	よろしくお願いします。資料 4 ページをご覧ください。係長級以上の方を上から順に報告させていただきますのでご了解ください。昨年度まで教育部長の井上部長が総務部長に、阿児アリーナ館長の川面館長が総務課係長、教育総務課の課長補佐兼施設係長の廣野課長補佐が危機管理地域統括監兼磯部支所長、総合教育センター管理係長の大黒係長が志摩支所の地域振興係長へ。4 人飛ばしまして、生涯学習スポーツ課課長補佐兼スポーツ推進係長の西尾係長が水道総務課の課長補佐兼業務管理係長ということで、4 月 1 日付で異動となっております。下の欄に、その他定例教育委員会事務局の異動ということで、昨年度までこども家庭課課長の坂井課長が、この度市民生活部長となりました。こちらには記載はありませんが、本日も出席しております後任のこども家庭課長の向井課長が、こども家庭課の課長補佐から課長へ昇任となりましたのでご報告させていただきます。 続きまして 5 ページをご覧ください。こちらにつきましても、係長級以上の報告とさせていただきます。まず初めに、昨年度まで総務部参事をしておりました鳥羽参事が教育部長となり、鳥羽志勢広域連合の局長兼環境課長の出口課長が、参事（文化・スポーツ担当）職に就きました。1 人飛ばしまして、昨年度、教育総務課係長の村田係長が、課長補佐ということで昇任となっております。学校教育課の迫間教育集会所所長でありました高山所長が教育総務課の施設係長となり、2 人飛ばしまして、職名変更で阿部所長が学校給食センター所長兼学校給食センター管理課係長となっております。 続きまして 6 ページをご覧ください。中段少し上辺りになりますが、昨年度は鳥羽志勢広域連合の総務課長は前川課長でしたが、役職定年となり、課長補佐級として迫間教育集会所所長（主幹）兼人権教育課長となりました。8 人目の岩城センター長が職名変更となり、総合教育センター長兼管理係長となりました。1 人飛ばしまして、中山課長補佐が、教育総合センターの課長補佐鶴方幼稚園指導主事兼務ということで就任されております。2 人飛ばしまして、生涯学習スポーツ課におきまして、総務課からスポーツ推進係長として福村係長が異動となっております。 最後、7 ページをご覧ください。下から 2 段目の菊川さんが都市計画課から異動となり、阿児アリーナの館長となっております。以上、報告とさせていただきます。

	報告がありましたが、質疑はございませんか。
教育長	(質疑なし)
各委員	質疑はないようですので、報告第6号は承認されました。
教育長	報告第7号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について
日程第5	日程第5、報告第7号 志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。本案について、事務局から説明を求めます。
教育長	事務局。
事務局	教育総務課です。よろしくお願いします。志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。資料は、8ページと当日配付したものをご覧ください。志摩市奨学生選考委員会の設置につきましては、志摩市奨学金条例第6条で「奨学生を選考するため、奨学生選考委員会を置く」と規定されています。委員会の委員数につきましては、志摩市奨学金条例施行規則第2条で「10人以内をもって組織する」となっており、その任期は第3条で「2年」と規定されております。今回の委嘱は、令和7年4月から新規に委嘱することから、任期は令和9年3月31日までの2年間とさせていただきます。今回委嘱させていただく委員をご紹介します。当日資料をご覧ください。米奥委員、助田委員、谷奥委員、藤原委員の4名につきましては、令和6年度からの再任となっております。柴原委員につきましては、市教育委員会の委員を務めていただいております。大木委員は、「市内中学校長」からの選出で志摩市中学校長部会の副部会長を務めていただいております。林委員につきましては、市福祉事務所の職員で生活支援課課長補佐となっております。委員の総数は7名で、これまでと変更はございません。以上で志摩市奨学生選考委員会委員の委嘱についての説明とさせていただきます。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第7号は承認されました。
日程第6	報告第8号 学校医の委嘱について
教育長	日程第6、報告第8号 学校医の委嘱についてを議題とします。

	本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。よろしくお願いいたします。報告第8号、学校医の委嘱について説明します。資料は9ページ、10ページとなります。志摩市立学校の管理に関する規則第17条に学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師をおく、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれの医師、歯科医師または薬剤師の内から委嘱するとなっており、志摩市内の7小学校、6中学校に11人の内科医を学校医として委嘱しました。委員につきましては令和6年度からの変更とし、東海小学校の斎木委員から関委員への変更があります。なお任期につきましては令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。以上説明となります。よろしくお願いいたします。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第8号は承認されました。
日程第7	報告第9号 学校眼科医の委嘱について
教育長	日程第7、報告第9号 学校眼科医の委嘱についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第9号、学校眼科医の委嘱について説明いたします。資料は11ページ、12ページとなります。4名の委員ですが、令和6年度からの変更はございません。説明は以上となります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第9号は承認されました。
日程第8	報告第10号 学校歯科医の委嘱について
教育長	日程第8、報告第10号 学校歯科医の委嘱についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第10号、学校歯科医の委嘱について説明します。資料は13ページ、14ページとなります。11名の委員ですが令和6年度からの変更はございません。説明は

	以上となります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 10 号は承認されました。
日程第 9	報告第 11 号 学校薬剤師の委嘱について
教育長	日程第 9 報告第 11 号 学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第 11 号、学校薬剤師の委嘱について説明します。資料は 15 ページ、16 ページとなります。人数は 9 名で令和 6 年度からの変更としまして、大王小学校、中学校で山崎委員から梶間委員への変更がありました。説明は以上となります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 11 号は承認されました。
日程第 10	報告第 12 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 10、報告第 12 号 志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	報告第 12 号、志摩市迫間教育集会所運営委員会委員の委嘱及び任命について説明します。資料は 19 ページ 20 ページとなります。志摩市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第 3 条の別表。学校教育課、人権教育係の教育集会所運営委員会に関することに関わって、志摩市迫間教育集会所運営委員会が委嘱されます。委員は 9 名、任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。迫間教育文化会館の吉名委員、磯部こども園の向井委員、ひまわり保育所の里中委員が令和 7 年度より新たに委嘱されます。説明は以上となります。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	ないようですので、報告第 12 号は承認されました。
日程第 11	報告第 13 号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について
教育長	日程 11、報告第 13 号 志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	総合教育センターです。報告第 13 号、志摩市学力向上検討委員会委員の委嘱について説明します。資料は 22 ページです。本要綱の第 1 条第 1 項で本市の児童生徒の学力および学習状況を把握、分析し本市の学力向上のための対策を検討することを目的に、本委員会を設置されております。資料のとおり選出区分の欄に、それぞれの役職等が記載されております。ご覧の 17 名の方を委嘱します。任期につきましては令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 13 号は承認されました。
日程第 12	報告第 14 号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について
教育長	日程第 12、報告第 14 号 志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題とします。 事務局。
事務局	報告第 14 号、志摩市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について説明します。資料は当日配付のものをご覧ください。志摩市総合教育センター設置条例施行規則第 4 条の規定に基づく運営委員会は、委員 10 名以内で組織することになっております。名簿の 1 番下の元教育委員の森本さん以外の 7 名が 2 年間の委嘱となり、委員は 8 名で構成して運営委員会を設置します。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 14 号は承認されました。

日程第 13	報告第 15 号 志摩市青少年補導センター補導員の解嘱及び委嘱について
教育長	日程第 13、報告第 15 号 志摩市青少年補導センター補導員の解嘱及び委嘱についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局
事務局	報告第 15 号、志摩市青少年補導センター補導員の解嘱及び委嘱についてご説明いたします。資料 24 ページからとなります。志摩市青少年補導センター補導員は志摩市青少年補導センター条例に基づき設置されております。本報告につきましては、人事異動に伴い、その後任として 8 名を委嘱したものであります。なお、委嘱期間につきましては、同条例第 5 条第 3 項の規定に基づき前任者の残任期間とするため、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までといたします。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 15 号は承認されました。
日程第 14	報告第 16 号 社会教育主事の配置について
教育長	日程第 14、報告第 16 号 社会教育主事の配置についてを議題とします。
事務局	事務局。
事務局	報告第 16 号、社会教育主事の配置についてご説明いたします。資料 28 ページからとなります。社会教育主事は社会教育法第 9 条の 2 の規定に基づき設置されております。29 ページをご覧ください。令和 7 年 4 月 1 日付で社会教育主事として以下の職員に発令がありましたので、ご報告いたします。説明は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第 16 号は承認されました。
日程第 15	報告第 17 号 令和 6 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会議について
教育長	日程第 15、報告第 17 号 令和 6 年度第 2 回志摩市学校給食センター運営委員会会

	議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校給食センターです。よろしくお願いいたします。資料につきましては31ページからになります。まず、3月3日に学校給食センター会議室で、令和6年度第2回志摩市学校給食センター運営委員会を開催させていただきました。当日は、委員16名中11名の参加でした。運営委員会は、毎年度2回行われております。内容については、事項書のとおりとなり、学校給食センターの経過報告、学校給食の実施回数の状況について、異物混入について、食物アレルギー等の対応の状況について、生産者交流会や市政20周年記念給食、施設見学、職場体験についての説明を事務局よりさせていただきました。その他のところで、令和6年度に実施したアンケートの説明をさせていただきました。令和6年度に実施したアンケートにつきましては、小学校1年生から6年生の1,460名と、中学校1年生から3年生の801名から学校給食アンケートを実施させていただきました。給食を好きと回答した小学生は、1,202名で82.3%、中学生は、572名で71.4%。好きなメニューは、小学生中学生ともに1位はカレーで、2位は鶏肉とポテトのレモン和えであったことを説明させていただきました。今後も子どもたちの意見を聞き取りながら、子どもたちに喜んでいただける給食の提供に、取り組んでいきたいと考えております。運営委員会の報告は以上です。
教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第17号は承認されました。
日程第16	報告第18号 令和6年度第4回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について
教育長	日程第16、報告第18号 令和6年度第4回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。よろしくお願いいたします。報告第18号 令和6年度第4回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果につきまして、ご報告させていただきます。資料は33ページ、34ページとなります。第4回のアンケートは令和7年1月下旬から2月初旬にかけて実施しました。結果につきましては、34ページの令和6年度3月末時点集計欄、網掛けになっている小中学校それぞれの認知件数の中段をご覧ください。小学校では8件、中学校では6件、合計が14件でご

	ざいました。これで令和6年度の全4回のアンケートが終了しましたが、全体の件数としては、コンスタントに認知ができており、令和6年度も一定の成果を上げることができたと捉えています。 令和6年度の年間の認知件数としましては、同じところの一番上の数字をご覧ください。小学校で全69件、うちアンケートでの認知件数は3番目の計49件ございました。中学校では令和6年度では48件、うちアンケートでの認知件数は25件。小中学校合わせて、117件の認知件数でございました。昨年度と比較しても、小中学校とも認知件数は増加しており、いじめの定義に基づく積極的な認知、丁寧な対応が行われていた結果であると捉えております。しかしながら課題もありまして、例えば、昨年度のこの場でも説明させていただきましたが、学校間における認知件数の偏りは、昨年度に比べれば少なくなったものの、依然としてあることも事実です。もちろん認知件数が全てではなく、学校規模や児童生徒数の関係もあるかもしれませんが、一方で意識の低さの裏返しではないかとか、見逃しが本当にないかどうかといった視点を、再度周知するとともに今後の状況もしっかりと見守っていかねばならないと感じております。加えて、事案の対応においても被害、加害児童からの聞き取り、指導、経過観察を軸に保護者と連携を取りながら対応を行っていきませんが、一部の対応におきましては、初期対応が遅れた事例や組織的な対応に不十分な点があるなど、事態が長引いてしまったケースもゼロではございませんでした。いじめ事案に限らず、様々な問題行動等においては、初期対応が鍵となります。せっかく児童生徒からいじめの訴えがありいじめの見逃しを防ぐことができて、対応のタイミングを失ってしまうことで、メンタル面を含めた二次被害につながってしまう恐れが考えられます。指導主事を中心に対応確認を、これまで以上に行っていきたいと考えております。 最後になりますが、令和7年度におきましても「いじめ見逃しゼロ」をスローガンに、いじめを見逃さない力をさらに向上させること、子どもたちがいつでもどこでも誰にでも話せる環境を作ること、そして、いじめを主体的に防止する力を育成していかなければなりません。令和6年度に、新しくスタートしたみえの教育ビジョンにおいても「いじめや暴力のない学びの場づくり」は、基本施策に打ち出されスタートしております。次年度改訂される本市の教育推進計画においても、「いじめや暴力行為を許さない心を育む教育の推進」は柱の1つとなってきます。事務局としましても、現状に満足することなく、これまで以上に子どもたちの安全安心の場を構築し、魅力ある学校づくりに努めていきたいと考えております。報告は以上となります。
教育長	報告がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、報告第18号は承認されました。

日程第 17	その他協議・報告案件について
教育長	日程第 17、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①の各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課報告の後、一括して受けたいと思いますのでご理解ください。
事務局	事務局。
事務局	教育総務課です。5月9日金曜日10時から志摩市奨学生選考委員会を404会議室で予定しております。あと5月20日火曜日10時から第5回の定例教育委員会を405会議室にて予定しておりますのでよろしくお願いします。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。4月22日から24日に大王中、東海中、志摩中学校が、23日から25日に浜島中学校、文岡中学校、磯部中学校が東京へ修学旅行に行っておりま
事務局	す。また、5月10日から中体連総合体育大会があります。春の大会がなくなり、夏の大会が熱中症の関係で日程を早める形で5月10日から6月にかけて大会が行われます。5月16日に東海小学校の運動会が予定されております。以上となります。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターです。5月12日月曜日、15時から学力向上検討委員会をセンターで開催します。同じく5月14日水曜日の県内の教育研究所連絡協議会研究発表会
事務局	で、今年度はセンターの竹内研修員が発表をすることになっております。総合教育センターの行事予定は以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。5月6日阿児アリーナでGO ACTION FES. '25 SPRING SHIMA CITYを開催いたします。また、5月14日にスポーツ少年団の総会がございます。以上です。
教育長	以上で各課からの報告がすべて終わりましたので、一括して質疑を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、この項は閉じたいと思います。
事務局	それでは、②その他について何か報告事項等ございませんか。

事務局	(報告なし)
教育長	<p data-bbox="379 331 1414 546"> ないようですので、その他協議・報告案件についてを閉じたいと思います。 以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。次回定例教育委員会は、令和7年 5月20日火曜日午前10時より405会議室で行います。 以上で令和7年第4回定例教育委員会を閉会とします。どうもありがとうございました。 </p> <p data-bbox="379 1149 788 1182"> 本日の会議を記録し、署名する。 </p> <div data-bbox="432 1281 608 1314" data-cs="2" data-kind="parent">教 育 長</div> <div data-kind="ghost"></div> <div data-bbox="432 1464 608 1498" data-cs="2" data-kind="parent">委 員</div> <div data-kind="ghost"></div>